

わがまち特例による固定資産税等の特例措置

令和6年10月7日現在

項番	特例措置対象資産	地方税法	市税条例	関係法令及び対象者等	土地	家屋	償却資産	税目	特例割合 (厚木市)	特例適用 期間
1	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	第349条の3 第27項 第702条第2項	第22条の2 第1項	児童福祉法第6条の3第9項 ・保育者の居宅等において、少人数の3歳児未満の児童の保育を行う事業		○	○	固定 都計	1/3	期間なし
2	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	第349条の3 第28項 第702条第2項	第22条の2 第2項	児童福祉法第6条の3第11項 ・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業		○	○	固定 都計	1/3	期間なし
3	事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産	第349条の3 第29項 第702条第2項	第22条の2 第3項	児童福祉法第6条の3第12項 ・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う事業		○	○	固定 都計	1/3	期間なし
4	汚水又は廃液の処理施設	附則第15条 第2項1号	附則第11条 第1号	水質汚濁防止法第2条第2項及び同条第3項			○	固定	1/3	期間なし
5	除害施設	附則第15条 第2項5号	附則第11条 第3号	下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項			○	固定	4/5	期間なし
6	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設	附則第15条 第14項	附則第11条 第2号	都市再生特別措置法第29条第1項第1号 ・認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設に対する特例措置		○	○	固定 都計	1/2	5年間
7	太陽光発電設備 (出力1,000kW未満)	附則第15条 第25項1号イ	附則第11条 第2号	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再生可能エネルギー特別措置法)第2条第2項 ・経済産業省の認定を受けた設備以外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備に限定			○	固定	1/2	3年間
8	風力発電設備 (出力20kW以上)	附則第15条 第25項1号ロ	附則第11条 第2号	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再生可能エネルギー特別措置法)第2条第2項 ・経済産業省の認定を受けた設備			○	固定	1/2	3年間
9	地熱発電設備 (出力1,000kW未満)	附則第15条 第25項1号ハ	附則第11条 第2号				○	固定	1/2	3年間
10	バイオマス発電設備 (出力1万kW以上2万kW未満、項番11を除く。)	附則第15条 第25項1号ニ	附則第11条 第2号				○	固定	1/2	3年間
11	バイオマス発電設備 (木竹・農作物由来、出力1万kW以上2万kW未満)	附則第15条 第25項2号	附則第11条 第6号				○	固定	11/14	3年間
12	太陽光発電設備 (出力1,000kW以上)	附則第15条 第25項3号イ	附則第11条 第4号	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再生可能エネルギー特別措置法)第2条第2項 ・経済産業省の認定を受けた設備以外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備に限定			○	固定	7/12	3年間
13	風力発電設備 (出力20kW未満)	附則第15条 第25項3号ロ	附則第11条 第4号	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再生可能エネルギー特別措置法)第2条第2項 ・経済産業省の認定を受けた設備			○	固定	7/12	3年間
14	水力発電設備 (出力5,000kW以上)	附則第15条 第25項3号ハ	附則第11条 第4号				○	固定	7/12	3年間
15	水力発電設備 (出力5,000kW未満)	附則第15条 第25項4号イ	附則第11条 第1号				○	固定	1/3	3年間
16	地熱発電設備 (出力1,000kW以上)	附則第15条 第25項4号ロ	附則第11条 第1号				○	固定	1/3	3年間
17	バイオマス発電設備 (出力1万kW未満)	附則第15条 第25項4号ハ	附則第11条 第1号				○	固定	1/3	3年間
18	特定事業所内保育事業の用に供する固定資産(企業主導型保育事業)	(旧)附則第15条 第32項	-	児童福祉法第59条の2第1項 ・児童福祉法の許可外施設のうち、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて、事業主が雇用する労働者の子どもの保育を実施する保育事業	○	○	○	固定 都計	1/3	5年間
19	緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地	附則第15条 第32項	附則第11条 第2号	都市緑地法第69条第1項 ・都市緑地法の規定により指定された緑化保全・緑化推進法人が認定を受けて設置・管理する市民緑地の用に供する土地 ※有料で借り受けたものを除く。	○			固定 都計	1/2	3年間
20	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	附則第15条の8 第2項	附則第11条 第5号	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項 ・新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 〈この特例は固定資産税から特例割合を減額〉		○		固定	2/3	5年間
21	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	附則第15条の9 の3第1項	附則第11条 第2号	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第1号 ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション 〈この特例は固定資産税から特例割合を減額〉		○		固定	1/2	1年間